



## 令和7年度版 短時間勤務職員等の年次休暇等の案内

埼玉県マスコット「コバトン」

埼玉県教育委員会

短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、暫定再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員）の年次休暇は、齊一型・不齊一型によって、付与日数・取得方法が異なります。

ここでは、「条例<sup>1</sup>」、「規則<sup>2</sup>」、「運用<sup>3</sup>」等に基づいて、短時間勤務職員の年次休暇等について紹介します。

### ◇年次休暇◇ (条例第13条、規則第8条~第10条)

短時間勤務職員は、1回の勤務に割り振られた勤務時間が7時間45分の日で、休憩時間をはさんだ前後の勤務時間の差が45分以内の場合に限り、半日単位の年次休暇の取得が可能です。

また、1回の勤務に割り振られた勤務時間が7時間45分未満であっても、休憩時間をはさんだ前後の勤務時間の差が45分以内の場合に限り、当該休憩時間の前後のいずれか一方の勤務時間の全てを勤務しないときは、当該勤務時間の時間数（端数を含む）の年次休暇の取得が可能です。申請方法は、令和5年5月8日付け事セ第24号「短時間勤務職員の年次休暇取得について（通知）」を参照してください。

【具体例】1日の勤務時間が4時間55分の育児短時間勤務職員で、休憩時間をはさんだ前後の差が45分以内の場合

休憩時間後の勤務時間の全て（下図では13:25~15:35）を年次休暇で勤務しないとき、  
使用した年次休暇は、「2時間10分」として取り扱います（令和4年度までは「3時間」としての取り扱い）

9:55	12:40	13:25	15:35
勤務 2時間45分	休憩時間 45分	勤務 2時間10分	
勤務 2時間45分	休憩時間 45分	年次休暇 (2時間10分)	

### 齊一型短時間勤務職員 (規則第8条第1号)

#### 齊一型

勤務日ごとの勤務時間が同一である場合、例えば育児短時間勤務職員で1日3時間55分×5日の勤務をする場合の勤務形態を齊一型と言います。  
時間単位の年次休暇を日に換算する場合は、1日の勤務時間をもって1日となります。

#### 付与日数

1週間の勤務日数、1日の勤務時間に応じて付与されます。

1週間の勤務日数	1日の勤務時間	付与日数
5日	4時間55分	20日
	3時間55分	20日
	2時間50分	20日
3日	7時間45分	12日
2日	7時間45分	8日

### 不齊一型短時間勤務職員 (規則第8条第2号)

#### 不齊一型

勤務日によって勤務時間が変わるもの、例えば暫定再任用短時間勤務職員で、7時間45分×2日+4時間（3時間45分）×1日の勤務をする場合の勤務形態を不齊一型と言います。  
時間単位の年次休暇を日に換算する場合は、7時間45分をもって1日となります。

#### 付与日数

1週間の勤務時間に応じて、下記のとおり付与されます。

1週間の勤務時間（平均）	付与日数
16時間	8日
20時間	10日
24時間	12日
28時間	14日
31時間	16日

<sup>1</sup> 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例

<sup>2</sup> 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則

<sup>3</sup> 「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の運用について（通知）

## ◇年次休暇の日数調整◇ (規則第8条の4)

### 調整が生じない場合 (運用通知第9の10(2))

令和5年度未退職 ⇒ 令和6年度 (フルタイム勤務) ⇒ 令和7年度 (短時間勤務: 7時間45分×3日)

令和6年度 7時間45分×5日勤務				令和7年度 7時間45分×3日		
1月～3月				4月～12月		
繰越日数 (A)	付与日数 (R7.1.1)	使用日数 (B)	変更前日 (R7.3.31)における残日数 (C)	変更前の在職期間 (1/1～3/31)に応じた日数 (D)	変更後の在職期間 (4/1～12/31)に応じた日数 (E)	年次休暇の日数 「(A)+(D)+(E)-(B)」による。ただし、結果が変更前日の残日数 (C)を下回るときは (C)
規則第9条	規則第8条第1号	—	—	運用通知別表第1	運用通知別表第1	運用通知第9の10(2)
20日	20日	5日	35日	5日	9日	35日 > 29日 ⇒ 35日

### 調整が生じる場合 (運用通知第9の10(2))

令和5年度未退職 ⇒ 令和6年度 (短時間勤務: 7時間45分×3日) ⇒ 令和7年度 (フルタイム勤務)

令和6年度 7時間45分×3日勤務				令和7年度 7時間45分×5日		
1月～3月				4月～12月		
繰越日数 (A)	付与日数 (R7.1.1)	使用日数 (B)	変更前日 (R7.3.31)における残日数 (C)	変更前の在職期間 (1/1～3/31)に応じた日数 (D)	変更後の在職期間 (4/1～12/31)に応じた日数 (E)	年次休暇の日数 「(A)+(D)+(E)-(B)」による。ただし、結果が変更前日の残日数 (C)を下回るときは (C)
規則第9条	規則第8条第1号	—	—	運用通知別表第1	運用通知別表第1	運用通知第9の10(2)
20日	12日	5日	27日	3日	15日	27日 < 33日 ⇒ 33日

令和5年度未退職 ⇒ 令和6年度 (4週: 7時間45分×8日、4時間×2日、3時間45分×2日) ⇒ 令和7年度 (4週: 7時間45分×8日、4時間×4日、3時間45分×4日)

令和6年度 旧20時間勤務 (不齊型)				令和7年度 旧24時間勤務 (不齊型)		
1月～3月				4月～12月		
繰越日数 (A)	付与日数 (R7.1.1)	使用日数 (B)	変更前日 (R7.3.31)における残日数 (C)	変更前の在職期間 (1/1～3/31)に応じた日数 (D)	変更後の在職期間 (4/1～12/31)に応じた日数 (E)	年次休暇の日数 「(A)+(D)+(E)-(B)」による。ただし、結果が変更前日の残日数 (C)を下回るときは (C)
規則第9条	規則第8条第2号	—	—	運用通知別表第2	運用通知別表第2	運用通知第9の10(2)
20日	10日	5日	25日	3日	9日	25日 < 27日 ⇒ 27日

### 参考

休暇名	フルタイム	暫定再任用・育児短時間・任期付		
		齊型	不齊型	
夏季休暇	5日	5日に1週間ごとの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た日数 (1日未満の端数があるときは四捨五入)	5日に1週間当たりの勤務日の日数 <sup>4</sup> を5で除して得た数を乗じて得た日数 (1日未満の端数があるときは四捨五入)	
		①1回の勤務に割り振られた勤務時間が7時間45分の日で、休憩時間をはさんだ前後の勤務時間の差が45分以内の場合に限り、半日単位の取得が可能 ②1回の勤務に割り振られた勤務時間が、7時間45分未満であっても、休憩時間をはさんだ前後の勤務時間の差が45分以内の場合に限り、半日単位の取得が可能		
ボランティア休暇	5日 (人事委員会と協議の場合10日)	5日 (人事委員会と協議の場合10日)に1週間ごとの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た日数 (1日未満の端数があるときは四捨五入)	5日 (人事委員会と協議の場合10日)に1週間当たりの勤務日の日数 <sup>4</sup> を5で除して得た数を乗じて得た日数 (1日未満の端数があるときは四捨五入)	
育児休暇	生後2年まで 1日2回90分まで	生後1年まで: 1日2回60分 (1日の勤務時間が4時間以下の日: 1日1回30分まで)		
妊娠障害休暇	14日 (1時間でも1日として計算)	14日に1週間ごとの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た日数 (1日未満の端数があるときは四捨五入)	14日に1週間当たりの勤務日の日数 <sup>5</sup> を5で除して得た数を乗じて得た日数 (1日未満の端数があるときは四捨五入)	

注) 上記以外の特別休暇は、フルタイム職員と同様です

<sup>4</sup> 4週間における勤務日の日数を4で除して得た日数 (1日未満の端数がある場合には、これを切り上げた日数)

【具体例】1日の勤務時間が4時間5分の育児短時間勤務職員で、休憩時間はさんだ前後の差が4分以内の場合

休憩時間後の勤務時間の全て（下図では13:25～15:35）を夏季休暇で勤務しないとき、  
使用した夏季休暇は、「半日単位」として取り扱います（令和4年度までは「1日単位」としての取り扱い）

9:55	12:40	13:25	15:35
勤務 2時間45分	休憩時間 45分	勤務 2時間10分	
勤務 2時間45分	休憩時間 45分	夏季休暇 (半日)	